

# 南城市下水道事業ウォーターPPP導入可能性調査業務委託

## 一般仕様書

### 〔1〕一般仕様書

本仕様書は、南城市における下水道事業ウォーターPPP 導入可能性調査(以下「本業務はウォーターPP P」という。)は、令和7年度南城市下水道事業ウォーター基礎検討業務(以下「過年度業務」)の成果を踏まえ、下水道事業の問題点整理及び課題洗い出しを実施し、管理と更新を一体的にマネジメントするために最適な PPP/PFI 手法を選択することを目的とする。なお、南城市内全域の下水道施設を俯瞰的に把握し、マーケットサウンディング調査や、現状の課題を整理した上で、定性的評価によるスキームの方向性検討に関する基礎調査と導入可能性調査(ステップ1からステップ4)を行うものである。

本業務は、事業者選定支援のための基礎資料となるものである。

### 第1章 総則

#### 1.1業務の目的

本委託業務(以下「業務」という。)は、南城市下水道の下水道ウォーターPPP導入可能性調査を行うことを目的とする。

#### 1.2一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

#### 1.3費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

#### 1.4法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

#### 1.5中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

#### 1.6秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### 1.7公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

#### 1.8提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当って 南城市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ)着手届 (ロ)工程表 (ハ)管理技術者届 (ニ)職務分担表  
(ホ)完了届 (ヘ)納品書 (ト)業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.9 会社として、直近 3 か年(令和 4 年度以降)において、次に掲げる同種業務について 1) 又は 2) について完了の実績を有すること。

同種実績:1) 他分野と連携したウオーターPPPの基礎検討

同種実績:2) 下水道事業経営戦略策定業務

1.10 管理技術者として配置できること。

技術士法(昭和58年法律第25号)における技術部門の中で、上下水道部門(選択科目「下水道」に限る。)、又は総合技術監理部門(「上下水道一下水道」に限る。)に合格し、同法による技術士の登録を受けている者。

なお、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

また、管理技術者として直近 3 か年(令和 4 年度以降)において、次に掲げる同種業務について 1) 又は 2) の完了の実績を有すること。

同種実績:1) 他分野と連携したウオーターPPPの基礎検討

同種実績:2) 下水道事業経営戦略策定業務

1.11 本業務の受注者は、令和7年度発注の南城市汚水処理構想計画策定業務の調整を図ること。

1.12 情報保護対策

受注者は、本業務着手時に、次の各号に掲げる資格及び認証等について、登録証及び許諾証の写しを、発注者に提出しなければならない。

また、契約委任先に認証を受けているものとする。

※ISO27001 若しくはJISQ27001(情報セキュリティマネジメントシステム)

1.13 沖縄県内に主たる事務所又は営業所を有しており、令和7・令和8年度南城市入札参加有資格業者名簿に登録されていること。

1.14 工程管理

(1)受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.15 成果品の審査及び納品

(1)受託者は、成果品完成後に委託者の審査を受けなければならない。

(2)成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3)業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、委託者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4)業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.16 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.17 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.18 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.19 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.20 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者の協議によるものとする。

## 第2章 参考図書

### 参考図書

本業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 下水道事業の手引（日本水道新聞社）
2. 下水道計画の手引（全国建設研修センター）
3. 持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
4. 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
5. 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
6. 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
7. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
8. 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
9. 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
10. バイオソリッド利活用基本計画（下水汚泥処理総合計画）策定マニュアル（日本下水道協会）
11. 新都市計画の手続（都市計画協会）
12. PPP/PFI 推進アクションプラン（内閣府）
13. PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府）
14. PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（内閣府）
15. VFM (Value For Money) に関するガイドライン（内閣府）
16. 契約に関するガイドラインーPFI 事業契約における留意事項についてー（内閣府）
17. モニタリングに関するガイドライン（内閣府）
18. 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府）
19. ウォーターPPP導入検討の進め方について（国土交通省）
20. 下水道事業におけるPPP/PFI 手法選択のためのガイドライン（国土交通省）
21. 性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（国土交通省）
22. 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン（国土交通省）
23. 下水道分野におけるウォーターPPP（主に管理・更新一体マネジメント方式）に関するQ&A（令和6年4月24日時点（国土交通）
24. 下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン（国土交通）
25. 南城市下水道ビジョン（南城市）
26. 南城市下水道ストックマネジメント計画（管路編）（南城市）
27. その他関係基準図書

# 南城市下水道事業ウォーターPPP導入可能調査業務委託

## 特記仕様書

### 1. 業務目的

南城市の下水道事業を取り巻く環境は、老朽化施設の増大、人口減少等、下水道事業を取り巻く環境は大きく変化している。特に、効率的かつ持続的な住民サービスを行うため、執行体制や事業運営等の再検証が必要不可欠となっている。

本業務は、南城市の公共下水道施設及び農業集落排水事業、漁業集落排水事業、大里グリーンタウン汚水処理（下水道施設、ポンプ場、管路施設、マンホール形式ポンプ等）における官民連携手法（ウォーターPPP レベル3.5）の導入に向けて、下水道施設を俯瞰的に把握し、対象施設の事業手法等の検討、民間事業者へのマーケットサウンディング調査を実施し、マーケットサウンディング調査や、定性的・定量的評価によるスキームの確定を行うものである。最適な事業スキームの検討や現状の執行体制や事業運営等の現状把握を行った上で、ウォーターPPP導入可能性調査を行うものである。

本業務は、ウォーター導入に向けた事業者選定支援のための基礎資料となるものである。

### 1. 業務委託名称

- (1) 委託名 南城市下水道ウォーターPPP導入可能性調査業務委託（ステップ1～4）
- (2) 委託場所 南城市地内一円
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から 令和 9年 2月 26日

### 2. 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

### 3. 業務範囲

- (1) 対象事業：南城市が管理運営している下水道事業全般区域。
  - ・公共下水道事業（施設、管路）
  - ・農業集落排水事業（施設、管路）
  - ・漁業集落排水事業（施設、管路）
  - ・大里グリーンタウン汚水処理（施設、管路）
    - ① 行政人口：47,318人（令和7年度末）
    - ② 行政面積：4,994ha（令和7年度末）
    - ③ 下水道全体計画面積：592.3ha
    - ④ 下水道事業計画面積：428.7ha
    - ⑤ 農業集落排水事業計画面積：793.9ha（A=78.08ha 令和7年追加予定）
    - ⑥ 漁業集落排水事業計画面積：15.0ha

## 第1条

### ・【ステップ1】現状分析・課題洗い出し

受託者は、過年度業務の検討結果を踏まえ、施設・財務・人材等の観点で定量的に現状を分析し、現状分析結果及び現場の課題を精査する。この際、令和7年度発注の南城市污水处理構想計画策定業務における下水道事業の整備方針との調整を図ること。

#### (1) 現状分析ヒト、モノ、カネの現状分析

ヒト(人材)、モノ(施設)、カネ(財務)等の現状を分析し、各方面における課題を抽出する。

現状分析において主に確認すべき事項、確認項目等については以下のとおりとする。

#### (ア) 事業環境

(イ) 施設(各施設の劣化及び投資状況、事故発生状況・施設の課題)

(ロ) 組織・人員(職員数・技術者数、委託状況)

(ハ) 財務(財務収益性、財務安全性)

(ニ) その他(デジタル(DXの推進等)、脱炭素(カーボンニュートラル)・肥料利用、他分野連携(肥料利用等)、広域化／バンドリング等)

#### (2) 課題洗い出し

##### ア 将来的な課題の洗い出し

ヒト(職員数減少)、モノ(施設老朽化)、カネ(使用料収入減少)等の将来的な課題を抽出した後、現状分析表を作成する。

##### イ 解決すべき課題の整理

PPP/PFI手法を導入することによって解決できる課題・導入目的を整理する。

##### ウ 重要度と対応期間の設定

PPP/PFIにより解決すべき課題の重要度及び対応時期を設定した後、個別検討シートを作成する。個別検討シートには、重要度及び対応時期を記載し、事業全体としての優先順位付けを行う。

## 第2条

### ・【ステップ2】対策方策と業務分類の検討

各課題に対する対応策、対応可否、対応時期を整理し、対応する課題に対して直営対応とするか、PPP/PFI手法で対応するかを整理する。

#### ▽下水道について

#### (1) 対応策(案)の抽出

##### ア 支出抑制施策

ストックマネジメント、新技術導入(ICT)、都道府県構想見直し、広域化・共同化、PPP/PFI(官民連携)などの適用可能な支出抑制策を抽出する。

##### イ 収入改善施策

使用料の適正化、資産の有効活用(収益化)、接続の促進、未徴収・滞納対策などの適用可能な収入改善施策を抽出する。

#### (2) 課題への対応方針の整理

施設・財務・人材等の観点から現状を分析し、現状分析結果及び現場の課題意識並びに将来見通しなどを考慮した上で、PPP/PFIによる課題を一覧表としてとりまとめ及び対応方針を対応策整理表に取りまとめる。

### 第3条

#### 【ステップ3】PPP/PFI手法の比較検討

簡易判定により導入可能なPPP/PFI手法の絞り込みを行い、定量的又は定性的な詳細検討によりPPP/PFI手法活用の実現可能性を確認する。

##### (1) 導入可能性のあるPPP/PFI手法の選択

対象施設及び事業領域を基に、広域化/バンドリング、DX・新技術/他分野連携等の手法を考慮し、下水道事業の抱える諸課題の解決に向けて導入可能性のある手法の候補を簡易判断する。

##### (2) スキームの概略検討

PPP/PFI手法について、対象業務、対象施設、事業期間、スキームを概略検討する。

##### (3) マーケットサウンディング

スキームの概略検討結果を基にマーケットサウンディングを実施するためのヒアリング条件書を作成する。また、このヒアリング条件書を、ホームページ等により広く公表するか、スキーム構想的に参画可能性のある企業を抽出した後、アンケート調査を実施し関連企業の参画意向を確認する。

なお、より詳細に民間事業者の意向を確認する必要があると判断する場合には、説明会、意見交換会、個別ヒアリングの実施が有効となるが、これらの調査活動は、基本的に発注者が実施することを想定し、受注者は、本調査活動に係る資料作成及び調査結果の整理を補助するものとする。

##### (4) 簡易VFMの算出

対象業務、対象施設、事業期間等を詳細検討し、従来型の発注手法と比較して財政効果があるのかどうか簡易的にVFMを算出して確認する。

### 第4条

#### ・【ステップ4】PPP/PFI手法の選定

PPP/PFI手法の比較表等により、具体的な課題を最もよく解決できるPPP/PFI手法を選択し、意思決定していくための想定スキームを設定する。

##### (1) 想定スキームの設定

ステップ3までの検討により把握した条件等を踏まえて、実施可能なPPP/PFI手法を2から3程度に絞り込みを行い、スキーム整理表に取りまとめる。

##### (2) PPP/PFI手法の決定

ステップ3までに検討している情報等を基に優劣をつけて総合的に評価し、手法を1つに選定する。これらの検討結果をPPP/PFI手法比較表に整理する。

##### (3) PPP/PFI手法による委託費の算定

選定した手法による包括的民間委託に係る概算委託費用を算定する。

### 第5条

#### (照査)

受注者は、業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分に整理することにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに審査を実施し、策定した計画に誤りがないよう務めなければならない。

### 第6条

#### (打合せ協議)

本業務における打合せ協議は、初回、中間1回、検査時の合計3回を原則とする。

また、必要に応じて協議回数を増やす場合は、発注者と協議により決定をする。

## 第7条

(成果品)

本業務の成果品と提出部数は下記のとおりとする。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 上記のデータ(DVD 又は CD-R) 1部
- (3) その他発注者の指示する資料 1部